

介護福祉士修学資金 法人保証によるお手続きについて

1. 貸付対象者

- ・外国人留学生
- ・外国籍県民
- ・生活困窮世帯で個人の連帯保証人が立てられない者

2. 対象となる法人

- ・外国人留学生等の受入れを行っており、就労支援をしている法人
 - ①バイト等で外国人留学生等と雇用契約を結んでいること
 - ②雇用契約はないが就労支援をしていること（ただし、公益事業としての就労支援に限る）

3. 申込要件

- ①申込時点において、神奈川県内で返還免除対象業務等を継続して原則 5 年以上営んでいる法人
- ②決算書類等において活動実績の証明が可能であり、また決算書類等の提出が可能であること
- ③財務状況が健全で、保証能力を有していること
- ④過去（原則5年）において、下記 i ～v に該当しないこと
 - i) 営業の廃止又は解散をしている
 - ii) 破産、民事再生、特別清算の申立てをしている
 - iii) 財産上の信用に係る差押え、仮差押え、仮処分を受けている
 - iv) 財産上の信用に係る競売、強制執行、遅滞処分等を受けている
 - v) 営業停止処分、手形交換所の取引停止処分を受けている
- ⑤外国人留学生等と法人との雇用契約書、または外国人留学生等との関係が明確になる証明書の提出が可能なこと
- ⑥申請時における法人の財務状況等により、1 法人では連帯保証人として認めることが難しいと審査会等で判断された場合、他の連帯保証人の追加について対応できること。

4. 提出書類

上記3を確認するために①～⑨の書類をご提出ください。

- ①登記事項全部証明書（発行 3 ヶ月以内のもの）
- ②決算関係書類（5 年分）※法人単位のみ 附属明細は不要

社会福祉法人・医療法人	株式会社など
・貸借対照表 ・収支計算書 ・事業活動計算書	・貸借対照表 ・損益計算書 ・キャッシュフロー計算書（上場企業は作成） ・株主資本等変動計算書

- ③事業計画書（当該年度のもので、役員会で承認されているもの）
- ④税務申告書（法人所得税・地方税の記載のあるもの）

⑤法人税納税証明書

⑥介護福祉士修学資金貸付の連帯保証人となることが承認されていることがわかる議事録等

⑦印鑑証明書

⑧定款

⑨法人または事業所のパンフレット

※複数の修学生の連帯保証となる場合、①登記事項全部証明書については、各修学生につき原本を1部、②～⑨については原本または原本証明のあるものをご提出ください。

5. 経営状況に関する審査内容・基準

①～③を中心に、安定した経営状況であるかどうかを総合的に審査いたします。

① 5年間の決算書において損失（赤字）なし

② 支払能力（短期安定性）

流動比率＝流動資産÷流動負債×100%

③ 法人の資本力や経営の安全性

自己資本比率（純資産の部の合計÷負債及び純資産の部の合計）により法人の安全性を判断

6. 保証限度額について

①流動資産-流動負債の値の20%とする。ただし、次のa、bのいずれかを上限とする。

a) 剰余金の20%の範囲内で、貸付総額は2,500万円を上限とする。

b) 剰余金の20%の範囲内で、連帯保証が可能な人数については15人を上限とする。

②一法人が毎年度ごと、法人保証での貸付申請を行う場合は、申請年度の都度、決算書等により、最新の保証限度額を算出し、その算出額からすでに貸付決定を受けている金額を差し引いた金額を、その年度の保証限度額といたします。

7. 法人保証にあたっての留意事項

申請にあたっては、必ず「介護福祉士修学資金貸付事業 法人保証による借入にあたっての留意事項（様式 20-2）」をご確認のうえ、申請書類と共にご提出ください。

※「介護福祉士修学資金貸付事業 法人保証による借入にあたっての留意事項（様式 20-2）」については、「9.申請書類について」を参照ください。

8. 財務状況等の確認について

養成施設卒業後は、返還が免除されるまでの期間（介護職等従事による返還猶予期間）は年に1度、決算書、税務申告書をご提出いただき財務状況等の確認をさせていただきます。

9. 申請書類（様式）について

- 申請に必要な書類については、神奈川県社会福祉協議会ホームページ「介護福祉士等修学資金（平成28年度から）」の「各様式」よりダウンロードしてください。個人保証と法人保証では一部様式が異なりますので、ご注意ください。

10. 申請書類の提出について

- 貸付申請については、養成施設を通してご提出いただきます。

- 申請に必要な書類については「介護福祉士修学資金 法人による連帯保証に係る提出書類一覧表」をご確認ください。

※「介護福祉士修学資金 法人による連帯保証に係る提出書類一覧表」は、神奈川県社会福祉協議会ホームページ「介護福祉士等修学資金（平成 28 年度から）」よりダウンロードしてください。